

一、はじめに

- 1、ウクライナ戦争を契機に、ロシアのウクライナ侵略は非武装主義憲法 9 条では戦争は防げないこと、非武装中立(論)が非現実的なこと等が明らかになったとして、軍事力強化や 9 条改憲を正当化する言説が散見。⇒この言説は適切か。
- 2、ロシアのウクライナ侵略の要因は、憲法 9 条や非武装中立(論)とは無関係。むしろ、アメリカ等の支援によるウクライナの軍事力強化と、改憲により「中立」方針を放棄し NATO 加盟を明確にしたこと等が問題ではないか。
- 3、欧州ではウクライナ戦争を契機に「中立主義」を放棄する国が現れ、「永世中立」国でも見直し論が従来になく主張。今後、多様な「中立」政策の意義がなくなるのだろうか。
- 4、日本では戦後、憲法 9 条の平和主義のあり方として「永世中立」や「非武装(永世)中立」が提案されてきたが、「中立」政策の意義がなくなったといえるだろうか。

二、ウクライナに関する「中立」政策の動き

- 1、ソ連邦崩壊後の NATO の東方拡大との関連で。ウクライナ(1990 年)は主権宣言で軍事ブロック非加盟を明記。モルドバ(1994)とトルクメニスタン(1995)は憲法で永世中立を明記。ベラルーシ(1994)は憲法で「中立」を明記。当時ロシアは NATO に対し敵対的でなく、中立にも容認的。

しかし NATO 東方拡大の中でロシアのクリミア併合危機(2014)以降、親欧米派の政権は NATO 加盟方針の改憲を行う(2019 年)。ゼレンスキー大統領は NATO 加盟を公約に当選。アメリカ等からの武器・資金供与等による戦争準備。ロシアも対抗的に国境に軍備増強。外交交渉の失敗が戦争の背景。

- 2、ロシア侵略開始前から、ウクライナの「中立」化提案をする識者らもいた。
- 3、ウクライナ戦争開始後も、ウクライナの「中立」化案が何度か交渉議題になったが頓挫。

三、「中立」政策の意義と多様性

- 1、中立の形態－①戦時中立と永世中立、②永世中立と中立主義ないし非同盟(中立)、

①武装永世中立(スイス等)と非武装永世中立(コスタリカ)、②国家的中立と地域的中立(半島や島等)。

※非武装と永世中立の両立性は現在容認。軍隊のないスイスを目指すグループや、オーストリアの「中立・非同盟イニシアティブ」など、非暴力・非武装抵抗をペースにした永世中立論もある。

2、**中立の法的性格**—永世中立は国際法的概念。中立主義は国際政治的概念。集団的自衛権についても相違。

3、**国際法上の永世中立国承認**—条約、一方的宣言、国連決議のいずれかが必要。憲法で明記しているだけでは不十分。

4、**「中立」政策否定の世界的傾向をどう評価するか。**

「中立」政策は20世紀の集団的安全保障が登場して以来、また冷戦崩壊以来、存在意義に疑問が指摘されてきたが、国連の集団的安全保障の機能不全や「新冷戦」等により、存在意義は失われていない。これまでの非同盟・中立国はグローバルサウスとしてウクライナ戦争において多数が軍事的中立(中立国の存在が世界戦争への拡大を防止している)。

国際法では、普通の国も戦時においては「中立」を正当に選択できる構造になっている。永世中立国やグローバルサウス中立国はウクライナ戦争の仲介役になりうるとの意見もある。

四、憲法9条と永世中立

1、**憲法9条から永世中立が主張しうる論拠は特に交戦権否認規定**—交戦当事国への軍事的加担禁止(戦時中立)が恒常的に禁止されるため。集団的自衛権禁止の論拠にもなる。非武装だけでは永世中立は論拠づけられない(非武装だから軍事同盟が必要=武力によらない集団的自衛権論があるため)。※私見を引用した例—イラク派兵違憲訴訟名古屋控訴審の準備書面など。

2、**憲法9条の要請する「中立」を中立主義や非同盟と解するのは疑問**—非同盟は集団的自衛権(体制)を否定しない国際政治的概念のため。非同盟中立は実行してもしなくともよい国是。これでは法的拘束力ある裁判規範にならない(コスタリカ最高裁では裁判規範性あり)。

3、**非武装永世中立の実践国が登場するのは1983年コスタリカだが、その理論・政策提言は戦後日本にある。**非武装永世中立肯定論の動向—憲法制定議会の発言(幣原喜重郎等)。1950頃からの国際法学者、平和問題談話会、社会党等の見解。

1960年頃からの田畑忍創設の憲法研究所等。特に田畑提案の「積極的な無軍備的永世中立主義」はコスタリカの「積極的非武装永世中立」に、「国連承認による永世中立」は1995年トルクメニスタンに登場。その他、団体や個人としての提案もある。

4、(参考)非武装永世中立否定論の動向—日米安保容認・国連中心主義・国際協調主義

の立場の政党や知識人・学者ら。冷戦後の「平和基本法」グループや社会党等。

5、**非武装永世中立を具体化する方法**—コスタリカ型の宣言方式。国内的には「中立法」制定や、刑法の中立危険罪の立法化(オーストリアの例)。

6、**非武装永世中立の実践的意義**—集団的自衛権行使にかかわる安保関連法制や海外派兵法等を批判する視点だけでなく、日米安保体制(条約)の廃棄の根拠と代案の提示。国連の集団的自衛権制度改革提言。北東アジアにおける非核・中立地帯設置のさいの視点。国際紛争における「利益保護国」の役割。地域や自治体からの非武装永世中立論の応用(沖縄の非武装中立地域宣言。類似の応用として無防備地域宣言)。※フィンランド領オーランド諸島の自治による非武装中立容認(国際連盟、新渡戸稲造が提案)の事例。

[主な拙著]

『非武装中立と平和保障』(青木書店、1997年)。

『永世中立と非武装平和憲法—非武装永世中立論研究序説』(大阪経済法科大学出版部、2002年)。

『平和憲法と永世中立』(法律文化社、2012年)。

『脱原発と平和の憲法理論』(法律文化社、2015年)。

日本平和学会編『平和学事典』(丸善出版、2023年6月)所収「非武装永世中立論」。「ロシア・ウクライナ戦争の国際法からの検討」(『科学的社会主義』2022年7月号)。